

1 概要

○設置目的 保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

○指導目標 児童に健全な遊びと社会生活に必要な生活習慣を身につけさせることを指導目標としています。

○保育時間 下校時から午後6時。ただし、休校日は午前8時30分から午後6時。

(◎印の学童保育所については、下校時から午後7時。ただし、休校日は午前8時から午後7時。)

○休所日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)、その他特に市長が休所を認めた日。

(◎は指定管理業者による運営)

通学区域	学童保育所名	所在地	電話	定員
第一小学校	(仮)第一東元町学童保育所	東元町2-1-10 (一小内)	042-323-6651	4 1
	(仮)第二東元町学童保育所			1 6
第二小学校	◎第一光町学童保育所	光町3-13-19 (ひかり児童館内)	042-576-2581	6 0
	◎第二光町学童保育所	光町3-1-1 (二小内)	042-575-2426	5 5
第三小学校	第一東恋ヶ窪学童保育所	東恋ヶ窪2-13 (三小内)	042-323-3822	4 6
	第二東恋ヶ窪学童保育所			4 2
第四小学校	第一泉町学童保育所	泉町3-29-14 (いずみ児童館内)	042-322-8849	7 1
	第二泉町学童保育所			3 0
	◎(仮)第三泉町学童保育所	泉町2-13-19		3 2
第五小学校	日吉町学童保育所	日吉町1-30-1 (五小内)	042-324-8100	5 6
第六小学校	◎第一新町学童保育所	新町1-7-2 (しんまち児童館内)	042-324-7489	6 1
	◎第二新町学童保育所			5 6
第七小学校	本多学童保育所	本多1-7-1 (本多児童館内)	042-322-1140	4 0
第八小学校	西町学童保育所	西町5-18-5 (八小内)	042-575-6662	4 5
第九小学校	西恋ヶ窪学童保育所	西恋ヶ窪4-12-6 (九小内)	042-324-7497	4 2
第十小学校	戸倉学童保育所	戸倉3-5 (十小内)	042-324-9700	5 3

・(仮)第三泉町学童保育所につきましては、別紙をご覧ください。

※障害児の定員については、下記のとおりです。

小学校1～3年生	各施設1名	・ただし、市長が特に学童保育所の事業に支障が生じないと認めた場合、定員を超えた入所ができます。
小学校4～6年生	各施設1名	
中学生	第一泉町学童保育所および第一光町学童保育所 各4名	

○入所要件 次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

1. 市内在住の小学校1年生～3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童。
2. 市内在住の小学1年生～中学3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない、かつ心身に障害を有する児童。

※入所要件2で申請をする方は、以下の2点も必要です。

- ・ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること(入所基準の定めがあります)。
- ・一人で通所ができるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること。

○ 学童保育所入所申請から保育開始までの流れ

	入所要件1に該当する児童	入所要件2に該当する児童
12月1日～7日	入所申請受理	※4月1日からの保育希望の場合は、受付期間内に申請してください。
1月下旬	↓	事前調査（各在籍校など）
2月中旬		協議会（入所施設等の決定）
3月上旬	入所承認（承認通知書および入所説明会の案内発送）	↓
3月中旬～下旬	入所説明会（各学童保育所）	
4月1日	保育開始	
5月連休明け	↓	
5月下旬～6月上旬		第二回協議会実施後、入所承認 入所説明会 保育開始

※1 体験入所…お子さんが入所を希望する施設で、体験的に入所をするものです。

2 入所基準表

分類	保護者の勤務等の状況	提出書類
居宅外労働（自営も含む）	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 4年生～6年生[障害児]…月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 上記勤務時間は通勤時間を含む	勤務証明書 通勤経路通勤時間申出書
居宅内労働	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 4年生～6年生[障害児]…月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務	勤務証明書
三季休業保育	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時未満の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時未満の勤務 上記勤務時間は通勤時間を含む	勤務証明書 通勤経路通勤時間申出書
求職中	上記居宅外労働と同等の時間・日数の求職活動 学童保育所登録日から30日間で、2回までの更新（最大90日）が可能とする	申立書等
出産	出産予定日を含めた産前産後16週間以内	母子手帳の写し
疾病	医師が必要と認める期間（概ね1ヶ月以上）	診断書
心身障害者	身体障害者手帳 1級～4級 愛の手帳 1度～4度	手帳の写し
看護介護	・病院等週3日以上付き添いを必要とする場合 ・心身障害児の週3日以上通学・通所訓練付き添いを必要とする場合 ・自宅療養で常時介護を必要とする場合	診断書または通学（通所）を証明する書類
在学	就労技能習得のために在学する場合（居宅外労働に準ずる）	在学を証明する書類等
特例	天災等特別な事情により保育が必要な場合	必要な書類

- ※ 三季休業保育とは…夏，冬，春休み期間のみの保育をいいます。三季休業前後の、給食のない時期の保育も可能です。
- ※ 求職中申請の方は、勤務先が決まりましたら早急に勤務証明書の提出をお願いします。
- ※ 育児休業期間中の保育は出来ません。

3 提出書類

(1) **学童保育所入所申請書**

世帯単位を住民基本台帳で確認します。

(2) **両親および保護者の勤務証明書または診断書**

勤務証明書または診断書を提出できない方は、監護できない理由を証明するもの、または申立書を提出してください。申立書の様式はありません。申立書（見本）を参照してください。

(3) **両親および保護者の通勤経路・通勤時間申出書**

(4) 課税状況を証明する書類

- ・住民票上の世帯員全員分をご用意ください。(被扶養者も非課税証明が必要です。)
- ・(H22.1.1～H22.12.31までの収入にかかるH23年度の課税証明, または非課税証明です。)
- ※ 申請時は必ず原本をご持参ください。コピーのみ持参で原本が確認できない場合は受付できません
- ※ 源泉徴収票では課税標準額の算出ができず, 学童クラブ費を決定できないため受付できません。

課税の方

課税標準額が記載されている以下のいずれかの書類

- ①「平成23年度市民税・都民税課税証明書」
- ②「平成23年度市民税・都民税納税通知書3,4枚目の市・都民税税額決定・変更通知書のコピー」
- ③「平成23年度市民税・都民税公的年金特別徴収税額決定通知書」
- ④「平成23年度市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」

(①～③:発行は平成23年1月1日に住所のあった区市町村の課税担当課, ④:配布は事業所)

非課税の方

平成23年度市民税・都民税非課税証明書(発行は平成23年1月1日に住所のあった区市町村の課税担当課)

生活保護世帯の方

「受給者証明書」(発行は生活福祉課)

※証明書等の発行について

- ・課税担当課で証明書を受け取る場合, 印鑑, 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等), 代理人の場合は委任状が必要になります。
 - ・国分寺市民カード兼印鑑登録カード(暗証番号が登録されているもの)をお持ちの方は, 土・日・祝日も自動交付機をご利用できますので, 事前にご確認ください(市民課窓口係)。
- また, 課税課に電話予約し, 土・日・祝日に警備員室で受け取ることも可能です(課税課庶務係)。

(5) 減免申請書

1日付1ヶ月単位の休所, 市長が認める特別な理由がある場合は, 学童クラブ費が免除になります。申請用紙は受付場所にありますので, その場で申請してください。

※兄弟・姉妹で2人以上の入所の場合, (1)の申請書はそれぞれ必要です。

(2)・(3)・(4)・(5)の書類は, 各1部提出で可能です。

4 学童クラブ費 ※学童クラブ費は, 次の基準表によって納めていただきます。

税額等による階層区分	費用徴収基準月額	
	第1子	第2子以降
生活保護法(昭和25年度法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
前年度の市町村民税非課税世帯	0円	0円
前年度の市町村民税の課税標準額(世帯員のそれぞれの課税標準額(前年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有しなかった世帯員においては, 別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額)を合算した額とする。以下同じ。)が1,500,000円未満である者	2,500円	2,000円
前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である者	3,500円	2,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である者	5,500円	3,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円以上である者	7,500円	4,500円

※ 三季休業保育の方のクラブ費徴収は, 4月, 8月, 1月です。ただし, 9月に給食のない時期の保育を希望される方は, クラブ費がかかりますので, 事前にご相談ください。

※ 学童クラブ費には, おやつ代が含まれます。

※ 同一世帯において学童が1人であるときは, 第1子とし, 学童が2人以上であるときは, 年齢の順により第1子, 第2子(第3子以降も含む。)となります。

※ 納め忘れのない便利な方法ですので, 口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。別紙学童クラブ費口座振替依頼書の裏面に記載されている金融機関にてお手続きください。申し込みは, 4月分の引き落としに間に合うよう, 入所決定通知発送前ですが, できるだけ2月中にお願いいたします。

※ 現在, 国分寺市でも税金や負担金の未納が大きな問題となっています。期限までに納入いただけない場合は, やむを得ず裁判所に支払督促の申し立ての手続きを行う用意のあることを申し添えます。

5 記入上の注意

- ・必ず黒インクまたは黒のボールペンを使用してください。書き間違いについては修正液での訂正はしないで、＝（二重線）で訂正して押印してください。
- ・児童名および保護者名：ふりがなをつけてください。
- ・同居の家族：すべての同居者名を記入してください。
- ・入所希望施設：同施設内で第一・第二に分かれている学童保育所については、こちらで入所施設の振り分けを行います。施設については入所承認通知書に記載し、送付いたします。
第一・第二光町学童保育所については、立地条件が異なるため、どちらかご希望の施設をご記入下さい。受付期間以降の申請につきましては申請状況により判断し、入所施設を相談・決定させていただきます。
(仮)第三泉町学童保育所については、別紙をご覧ください。
障害児保育をご希望の場合は、16施設の中から第1希望・第2希望・第3希望をご記入ください。
中学生…2施設の中から第1希望・第2希望をご記入ください。
※申請状況により、第1希望以外の施設への入所場合があります。
- ・春・夏・冬休み期間のみの保育（三季休業保育）を希望される方は、保育開始希望年月日の欄にある「三季休業保育希望」に○をしてください。
- ・地図：学童保育所から自宅までの道順をわかりやすく書いてください。

※入所申請内容に偽りがあったときは、入所資格を取り消す場合があります。

※申請内容に変更が生じた場合または、取り下げる場合は至急ご連絡ください。取り下げる場合については、「学童保育所入所申請取り下げ届」の提出が必要となります。

6 受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成23年12月1日（木）～7日（水） ※土・日も申請できます。	午前8時30分～午後12時 午後1時～午後5時	市役所プレハブ会議室第一

- ・提出方法：保護者が直接提出してください。（受付時に家庭の状況や添付書類の確認をしますので、お子さんを經由しての提出や、郵送、および代理人の提出はご遠慮ください。）
- ・持ち物：入所に必要な書類 および印鑑（訂正印として使用していただく場合があります。）
- ・入所申請有効期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ※ 4月1日からの保育希望の場合は、必ず受付期間内に申請してください。
- ※ 記入漏れや関係書類の不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。
- ※ **年度途中の申請について**

- ・申請から保育開始までには2週間程度かかります。保育を希望する前月の15日頃までに申請してください。
- ・申請場所は、以下の通りです。

【学童保育所】

- ① 平日の午前中、入所を希望する学童保育所での受付となります。会議・事務連絡・おやつ購入等で施設を留守にすることがありますので、必ず事前に連絡をしてください。なお、午後は保育中のため受付できません。

【市役所内第二庁舎内・子育て支援課窓口】

平日の午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時の受付となります。

7 その他

- (1) (仮)第一・第二東元町学童保育所は、平成24年2月下旬頃、建替え工事を終了し、3月上旬から新しい施設にて保育を開始する予定です。
- (2) 第一・第二光町学童保育所、ひかり児童館、及び(仮)第三泉町学童保育所は、平成24年度4月1日より、指定管理業者の運営となります。

お問い合わせは、各学童保育所 または 子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係
〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1
TEL 042-325-0111 (内線465)